

## 民事介入暴力への対応

山下江法律事務所 弁護士 柴橋 修

### 1 民事介入暴力とは

暴力団をはじめとする組織だった不法勢力の構成員又はその関係者が、その組織の威力を背景にして、一般市民の日常生活や経済取引に、民事上の権利者、関係者の形で介入、関与して、違法・不法な利益の獲得を図るもの

#### ※「暴力」の定義

通常の意味（暴行、脅迫など刑事事件になりそうなもの）とは異なる  
社会通念上、権利の行使または実現の限度を超える一切の不当な行為

### 2 民事介入暴力事件の特徴

#### ①結局目的は金

シノギ行為＝暴力団による不当な資金獲得行為

#### ②相手が単独ではなく背後に組織があり、その組織をちらつかせながら行動すること

#### ③行為の態様よりも、請求の内容として無理なことを言う、すなわち民事上そこまでの請求が認められないはずなのにその実現を組織の威力を暗に示してしつこく求めてくる

意図的に道義的責任と法的責任をすりかえる

#### ④度を越えた請求を拒絶した場合に刑事事件になるような行動をしてくるかというところではない、よほどのこと（組織の存立を揺るがすような場合）でもない限り、刑事事件になることを嫌がる

#### ⑤請求に乗ってしまうとその後もつけ込まれる

### 3 対策

#### (1)特徴からの分析に基づく対策

##### ①結局目的は金

→説得しようとしても無意味，説得する必要なし

##### ②相手が単独ではなく，背後に組織があること

→こちらも複数で対応することが必要

###### i 複数だと心強い

ii 片方が先方のペースに乗せられそうになったり，余計なことを言いそうになったときに他方が割ってはいることができる

iii なにかあったときに，証人がいることになる

iv 記録をとることもできる

v 危険が分散できる

→こちらも警察，暴力追放広島県民会議や弁護士も含めた組織的対応をとり，このことを相手方に示す

③行為の態様よりも，請求の内容として無理なことを言うてくる，すなわち民事上そこまでの請求が認められないはずなのにその実現を組織の威力を明に暗に示してしつこく求めてくる

→裁判など表舞台で対応する（債務不存在確認訴訟など）

④度を越えた請求を拒絶した場合に刑事事件になるような行動をしてくるかというところではない，よほどのこと（組織の存立を揺るがすような場合）でもない限り，刑事事件になることを嫌がる

→その場のやりとりを記録することを通告して録画や録音をしながら対応する

#### (2)不当要求の4つの類型と対策

##### ①接近型

攻撃材料がなく，一方的にお願いや勧誘の形で近づいてくる手口

例 えせ同和，えせ右翼による高額図書，機関誌購読要求，賛助金要求

(対応策) 理由を付けずに断る

相手の議論に乗らない（同和教育の必要性和購入義務は別問題）

「コメントしません」という返答も有効

## ②攻撃型

攻撃材料があって、当事者や仲介者として近づいてくる手口

例 民事介入暴力事案のほとんど

(対応策) 裏取引をしないで、法にのっとして対応する

接近型と異なり理由をつけずに断ることができない点が難しい  
(具体的な対応方法)

法的な責任を除いて相手の要求に応じる義務がないことを十分に意識したうえで以下のような対応で交渉。

ア 複数職員で役割分担して対応する（例：聴取担当と書記担当）。時間を区切って（終わりの時間を決めて）対応する。

イ 訪問者全員の氏名と用件をはっきりと聞く。代理人であるのか、本人であるのかを確認する。

ウ 録音することを告げて録音する。

エ 言葉遣いで揚げ足をとられないように、丁寧な言葉遣いで対応する。相手を威嚇するような発言（例：「脅迫や恐喝罪に当たります」「出ていかないと不退去罪になります」等）を乱発しない。

オ 職員個人の自宅住所や携帯電話番号など、プライベートな情報を教える必要は一切ない。

カ 職員から文書を差し入れたり、差し出された文書に対して署名をしたり、そのような約束をしたりしない。

キ 即答しなくてよい。即断できない問題については、「後日（文書で）回答します」と回答する。そもそも、回答する義務はない。

ク 所属機関のトップや上司への面談要求は拒否する。→「本件については私が対応することとなっています。」

ケ 説得しようとしなない。話しが平行線になった場合は「これ以上お話ししても結論は変わりません。お引き取り下さい。」等と告げ、退去を求める。

そもそも対応する義務はないので2回目以降は対応しなくてもいい。

コ 先方の指定場所には行かない。

どうしても行かざるをえない場合は、

- ・複数職員で行く。
- ・上司等に定期的に携帯電話を鳴らしてもらい、もし訪問中の職員が電話に  
応答しない場合は、上司等が現地に駆けつけるように申し合わせておく。

※そもそも「行かざるを得ないかどうか」について慎重に検討すべき。

### ③癒着型

すでに反社会勢力と関係があり、繰り返し食べ物にされている場合

例 総会屋利用会社

(対応策) 人の配置を変えて断る

### ④逆接近型

反社会的勢力からの攻撃がなくても、逆に相手方に対して積極的に対応して  
いく場合

例 暴力団排除条項に基づいて、取引を拒絶したり、契約を解除する

各業界での暴力団排除条項の設定や各都道府県での暴力団排除条例の成立  
を受けて、今後は増えていくと考えられる。

(対応策) 粛々と説明して断る

双方の言い分の間をとるような交渉の余地がほとんどない。妥協  
の余地がない。

## 4 広島における民事介入暴力問題への対応

### (1) 相談機関

- ・広島県警察本部刑事部捜査第四課
- ・財団法人暴力追放広島県民会議
- ・広島弁護士会

### (2) 具体的な取り組み

#### ① 拠点締め出し

- ・組事務所の明け渡し

## ② 資金源の排除

- ・公営住宅からの暴力団排除
- ・生活保護からの暴力団排除
- ・公共工事に関する不当要求等排除官制度（広島方式）

公共工事の施工等に伴い派生する「暴力団等からの不当介入」を排除することを目的とするもの

## 5 民事介入暴力対策等に利用できる制度

### ①広島県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）

#### 条例の三本柱

##### ア 暴力団への利益供与等を行った者に係る調査，勧告及び公表

- ・暴力団への利益供与等を行うと，公安委員会による調査，勧告の対象となる。
- ・調査，勧告の手続きに従わない者は，意見を述べる機会を与えたうえで「暴力団員等」として公表し，県や県民等は，公表された者を契約から排除するなど，必要な措置を講じる。

##### ※「利益供与」（10条）の具体例

いわゆる上納金，みかじめ料。

本来もらっていいはずの多額の金員支払いを免除することによるサービス提供。

ゴルフなどの接待も数を重ねれば該当しうる。

##### イ 入札参加資格業者等に関する知事への通報

- ・入札参加資格者等が，暴力団や暴力団員と密接な関係にある場合は，意見を述べる機会を与えたうえで，公金が暴力団の資金とならないよう，県の契約から排除する。

##### ウ 青少年の健全な育成を図るための措置等

- ・学校施設等の周囲200メートルの区域内において，暴力団事務所

を新設したり運営してはならない。

罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・暴力団員は、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

措置：中止命令を出す

罰則：中止命令に違反した場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）の中止命令

命令に違反した場合、刑事事件の対象となり、1年以下の懲役、100万円以下の罰金に処せられる

③広島県不当な街宣行為等の規制に関する条例（街宣条例）の禁止命令

禁止命令に違反した者は6ヵ月以下の懲役または20万円以下の罰金

④広島市暴走族追放条例の中止命令

⑤各種仮処分

面談強要禁止など

